

定 款

社会福祉法人 なら 寧楽ゆいの会

社会福祉法人寧楽ゆいの会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行なう。

第二種社会福祉事業

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく障害福祉サービス事業
 - (2) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
 - (3) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
 - (4) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターを経営する事業
- 2 この法人は、前項のほか、次の事業を行なう。
- (1) 精神障害者の福祉の増進に必要な事業
 - (2) その他この法人の目的を達成するために必要と認める事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人^{なら}寧楽ゆいの会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行なうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、精神障害者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を奈良県奈良市西大寺国見町三丁目5番5号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選定及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行なう。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計5名

で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行なう。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行なう場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第8条 評議員の報酬については、勤務実態に即して別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

第3章 評議員会

（構成）

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- （5）定款の変更
- （6）残余財産の処分
- （7）基本財産の処分
- （8）社会福祉充実計画の承認
- （9）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とする。

- 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が理事総数(現在数)の三分の一を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定数で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定数で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対する報酬については、勤務実態に即して別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することとし、理事及び監事の地位にあることのみによっては、支給しない。

(役員の責任の一部免除)

第22条 この法人は、理事又は監事の社会福祉法（以下「法」という。）第45条の20第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員の実任限定契約)

第23条 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前条の損害賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には当該責任を限定する旨の契約を締結することができる。なお、その契約に基づく当該責任の限度額は、法第45条の20第4項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第25条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第26条 運営協議会の委員は5名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第27条 運営協議会の委員は、次の各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第28条 法人が第26条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第29条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第30条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行なう。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び理事会において選任した理事2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 住所：奈良県奈良市西大寺国見町三丁目5番5号

構造：鉄骨コンクリート造り陸屋根2階建

種類：障害福祉サービス事業所

床面積：176.02㎡

- (2) 住所：奈良県天理市前栽町309番地5

構造：木造合金メッキ鋼板葺き2階建

種類：障害福祉サービス事業所

床面積：151.96㎡

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、奈良県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、奈良県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日まで、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業及び第1号訪問事業
- (3) 訪問看護事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第45条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行なう学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、奈良県知事の認可(法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を

受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を奈良県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人寧楽ゆいの会の掲示場に掲示するとともに、官報新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

- 1 この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事	稲田善紀	岡田英成	北垣信也
	小西英玄	榊原江美	永渕順一
	田岡めぐみ	中舎有子	
監事	田川和幸	嶋村好明	

- 2 平成14年7月2日 建物表示登記および所有権保存登記完了、定款準則の変更、奈良市が中核市に移行したため、定款を変更した。(変更箇所は別紙の通り)
- 3 平成15年3月8日 事業追加及び奈良市域外へ施設を設置するため、定款を変更した。
- 4 平成17年3月26日 定款準則一部変更及び事業追加のため、定款を変更した。
- 5 平成18年3月25日 定款準則一部改正のため、定款を変更した。
- 6 平成18年7月29日 事業変更および定款準則一部改正のため、定款を変更した。
- 7 平成23年3月31日 事業変更および定款準則一部改正のため、定款を変更した。
- 8 平成24年3月28日 事業変更のため、定款を変更した。
- 9 平成25年3月22日 障害者自立支援法が廃止され障害者総合支援法が施行されるため、定款を変更した。
- 10 平成26年1月29日 障害者福祉サービス事業に合わせ、第12条2の「施設」を「事業所」に変更するため、定款を変更した。
- 11 平成27年10月29日 公益を目的とする事業第27条の内、事業終了による事業名の削除及び事業受託による事業名の追加、事業名の改称により、定款を変更した。
- 12 平成28年2月23日 公益を目的とする事業第27条(4)に事業名を追加し、定款を変更した。

- 13 平成28年4月7日 公益を目的とする事業第27条（4）の文言を修正し、（5）に事業名を追加し、定款を変更した。
- 14 平成28年10月12日 公益を目的とする事業第27条（6）に事業名を追加し、定款を変更した。
- 15 平成29年2月16日 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)の施行に伴い、定款を変更した。
- 16 平成30年6月7日 第二種社会福祉事業の一部事業名追加し、評議員会開催月の変更、公益を目的とする事業の一部事業名称の訂正をし、定款を変更した。
- 17 平成31年2月4日 住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規程により住居表示が変更されたため、第4条を変更し、定款を変更した。
- 18 2020年6月29日 第1条第二種社会福祉事業の（5）障害者就業・生活支援センター（生活支援等）事業を事業終了により削除し、公益を目的とする事業第44条の「法第26条」を「社会福祉法第26条」と法律名を追加し、就業生活支援センター（雇用安定等）事業及び障害者ジョブサポーター派遣養成事業の終了により、条文から削除し、定款を変更した。
- 19 2025年6月26日 第35条の議事録署名人について、文言を改定した。また公益を目的とする事業の第44条（1）精神障害者・発達障害者雇用企業サポート事業の事業終了により、条文から削除し、定款を変更した。
- 20 2026年5月25日 第36条2の基本財産について、住所表示及び種類を改定した。また、その他財産の天理市前栽町309番地5の地域活動支援センター等が設置されている建物を基本財産（2）に規定し、定款を変更した。